

令和8年生駒市農業委員会5回定例会会議録

会議主管課 農業委員会事務局

会議開催日時 令和8年5月14日(木)午後2時00分

会議開催場所 市役所 401・402会議室

出席者 会長 10番 中井 啓二

農業委員会委員

1番 山角 ひろ子	2番 奥野 通孝
3番 田中 良治	5番 今井 正徳
6番 岩前 利典	7番 松尾 克巳
8番 岡田 啓秀	9番 有山 富士美

農地利用最適化推進委員

影林 則昭	池田 典夫
池谷 初英	前田 隆男
棚田 秀治	谷野 諭

説明者 事務局 局長 松井 伸幸

係長 塚崎 智茂 書記 田所 智

欠席者 稲葉 健三 辻 英雄

傍聴者 0名

議事次第

審議事項

1. 農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について
2. 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について
3. 農用地利用集積等促進計画に対する意見聴取について
4. 特定農地貸付けの承認申請について
5. 農地の造成工事に係る届出について

報告事項

1. 農地法第3条の3の規定による受理通知について
2. 農地法第4条第1項第7号の規定による受理通知について
3. 特定農地貸付けの廃止について

その他

配布資料

- 本日の定例会議の「議案」及び位置図
- 農地集積集約にかかる資料
- 農業委員会 活動記録セット
- 農業者年金リーフレット

○係長 出席者数による会議の成立を確認

傍聴人 0 名

生駒市農業委員会会議規則第7条の規定により中井啓二会長に議事進行を依頼

○議長 開会宣言

議事録署名について、議長である私(10番 中井会長)と6番 岩前委員、7番 松尾委員に
お願いしたい。

○議長 議案第1号「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」の説明を事務局に依頼

○書記 〔議案読み上げ〕

本申請は、所有権の移転や賃借権・使用貸借権の設定のない農地転用のうち、市街化調整区域の転用については奈良県知事の許可が必要なことから、申請がされたものである。

No.1の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(1)で旧国道168号線、奈良交通出店バス停の西約40mのところに位置する農地

申請理由について

事業者から生駒での業務展開を図る上で、従業員用の駐車場として借りたいとの要望があったため、今般申請された次第である。

申請にあたって、雨水は主に自然浸透だが申請地北側に用水路があり、飲みきれない分はそちらにも流れることになっている。また、申請地内に雨水管が埋設されているとのことだが、隣接農地所有者の要望により、側溝に改修することと、そちらにも流れるとのことである。なお、隣接農地所有者の同意については、先述の側溝改修についての担保が確約できるまでは、押印は待つてほしいとのことと、もう一方の隣接農地所有者については、過去のトラブルから同意は得られないとのことと、押印はないが、ブロック積擁壁を設置するなど被害防除措置も行う計画で、地元水利組合の同意がされていることから、周辺農地への影響等についても問題はない。

次に立地基準による判断については、生駒市内の農地は、全て農用地区域外の農地であり、また、住宅、事業用施設、公共施設または公益施設が連たんしている地域に近接する区域で、その規模が10ha未満の区域であることから第2種農地に該当する。

現地調査について

今月8日に会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っている。

No.2の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(2)で国道163号線、高山大橋交差点の北東側に隣接する農地

申請理由について

近隣事業者から従業員用の駐車場として借りたいとの要望があったため、今般申請された次第である。

申請にあたって、雨水は主に自然浸透だが、飲みきれない分は申請地東側の道路側溝に放流される。また、隣接農地、北倭土地改良区、地元農家区長の同意がされていることから、周辺農地への影響等についても問題はない。

次に立地基準による判断については、生駒市内の農地は、全て農用地区域外の農地であり、また、住宅、事業用施設、公共施設または公益施設が連たんしている地域に近接する区域で、その規模が10ha未満の区域であることから第2種農地に該当する。

現地調査について

今月8日に会長をはじめとする農業委員4名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っている。

以上のことから、本案件については奈良県知事に進達することが相当であると考えられる。なお、No.1は転用面積が300㎡以上であることから、奈良県知事に進達する前に、奈良県農業会議への意見照会を経る必要がある。

以上、審議をお願いしたい。

- 議長 議案第1号(No.1)について地元推進委員へ補足説明を依頼
- 委員 申請地の出入口は北側にある普通車が通れるくらいの道でその横に暗渠で水路が通っている。ここを駐車場にするという事で、南側にパイプで水路が通っているが、U字溝に変更するという話を聞いており、隣接の同意等は後からになると聞いている。
- 議長 議案第1号(No.2)について地元推進委員へ補足説明を依頼
- 委員 青空駐車場に転用するという事で、転用工事としては碎石を敷き雨水に関しては自然浸透と水路に流すと聞いている。青空駐車場を使用されるのは、事業用大型トラックの増車に伴い、ドライバーの通勤用の駐車場で7台駐車可能と聞いている。隣接農地は一段高く、作物に与える影響は少ないと思われる。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認
- 委員 No.1だが、まだ隣接同意を貰っていないと言っていたが、同意を得てからでもいいのではないか。
- 書記 私が聞いているのは、図面にも暗渠の水路が描かれているが、現場で確認ができないことには同意はできないようだ。それが隣接農地所有者の担保になっている。先にその工事をするわけにもいかないため、一旦申請を出していただき、許可後にそれを設置することで了解をいただくという流れになると聞いている。
- 委員 同意を貰ってから申請を出してもらってはどうかと言っている。農業委員会としてはそれが妥当だと思う。
- 書記 経過書のような理由書は付けていただいております、その中にはそのような文面も入っている。
- 委員 相手の方が了解をしたらそれでいいのではないか。
- 書記 相手の方は現時点ではまだできていないので、現場の完成をもって担保と見なすという事で

ある。

- 委員 了解を取っていないのではないか。
 - 書記 相手の方は現場で作ってくれたら了解するという流れである。
 - 委員 相手は了解しているのか。
 - 書記 相手の方も現場で作ってくれば問題ないと書類には書いていただいている。
 - 議長 農業委員として、委員が言っていることはよくわかる。
 - 書記 当然だが、完成したら完了報告を出していただくが、それができていなければ完了ではないので、こちらも水路を作るように指示を出してその完成後に完了報告を出してもらおう流れになる。図面に書いてあるものはきちんとやっもらう。
 - 議長 間に入る農業委員会としては心配するのも当然だ。実際に水路ができているのを確認しないと印鑑は押せない、作ってくれたら押しますと言う口頭約束でもいいのかなとは思。反対側の境界の境がある方については隣接のハンコは押さないという事で、現時点では青空駐車場の申請のある場所の所有者の権利はあるので、立地的に土手、畔があって高さが違うので、場所的には問題はないし、事務局の言うように影響のないような形をとるという事で、仲違いの中の隣接同意を押せないという方については仕方がない。後は県の判断になる。
 - 議長 意見・質問について出席委員へ確認
[「なし」の声あり]
 - 議長 異議の確認
[「異議なし」の声あり]
- 議案第1号「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」の承認を宣言
奈良県知事へ進達を依頼する。なおNo.1は転用面積が300㎡以上であるため進達前に奈良県農業会議へ意見照会を行う。
- 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」の説明を事務局に依頼
- 書記 〔議案読み上げ〕

本申請は、所有権の移転や賃借権・使用借権の設定のある農地転用のうち、市街化調整区域の転用については奈良県知事の許可が必要なことから、申請ができたものであり、当委員会では、これらの申請を奈良県知事に進達するかどうかの判断をすることになる。

No.1～3の申請地について

別紙位置図の地図番号(3)で、光明中学校の北約80mのところに位置する農地
申請理由について

使用貸人が経営する会社の駐車場、資材置場として利用するために今般申請された次第である。

申請にあたって雨水は主に自然浸透で、また、隣接農地、地元水利組合の同意がされていることから、周辺農地への影響等についても問題はない。No.1と3の間に里道水路が通っているが、そちらに関しても道路整備の申請が管理課に出しており、他法令も手続きはなされている状況である。

次に立地基準による判断については、生駒市内の農地は、全て農用地区域外の農地で

あり、また、住宅、事業用施設、公共施設または公益施設が連たんしている地域に近接する区域で、おおむね10ha未満の区域内であることから、第2種農地に該当する。

現地調査について

今月8日に会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っている。

○係長 No.4～5の申請地について

別紙位置図の地図番号(4)で、高山郵便局から北東約400mに位置する農地申請理由について

当該地は、農家の分家住宅として申請があったもので、貸人の娘夫妻である借人が農地を借り受けして、新築するものである。

農家証明の依頼が2月16日にあり、2月18日に証明した後、郡山土木の許可が4月15日に下りたことから、今回5条許可申請された。

次に立地基準による判断については、生駒市内の農地は、全て農用地区域外の農地であり、当該地の前面道路の北側に水道管、下水道管等2種類以上の公共管が埋設されており、また概ね500㎡以内に2以上の公益施設等が存在することから第3種農地に該当する。

農地の整備に際しては、若干の盛土を行うが、前面道路を除く周囲は全て貸人の農地に隣接しており、雨水は宅地内に雨水会所柵を設け、前面道路側溝に排出、また、北倭土地改良区、地元農家区長の同意もされていることから、周辺農地への影響等についても問題はない。

現地調査について

今月8日に会長をはじめとする農業委員4名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っている。

以上のことから、本案件については奈良県知事に進達することが相当であると考えられる。なお、No.1～3は転用面積が300㎡以上であることから、奈良県知事に進達する前に、奈良県農業会議への意見照会を経る必要がある。

以上、審議をお願いしたい。

○議長 議案第2号(No.1～3)について地元推進委員へ補足説明を依頼

○委員 道の方からNo.2、3とこちらが駐車場、その奥のNo.1が資材置場という形で、途中に水路がありこの田の分は高低差がない。中学校に行く道と田の間には擁壁があり、それは市ではなく貸人の物なので、貸人と借人で擁壁切り下げの工事をされると聞いている。

○議長 議案第2号(No.4～5)について地元推進委員へ補足説明を依頼

○委員 申請者は現在大阪市内に居住されており、農業を手伝うにあたって、遠方のため実家及び耕作地に近い当該地で今回の計画をされた。今後も農業に従事していくと聞いている。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」の承認を宣言
奈良県知事へ進達を依頼する。なおNo.1～3は転用面積が300㎡以上であるため進達前に奈良県農業会議へ意見照会を行う。
議案第3号「農用地利用集積等促進計画に対する意見聴取について」の説明を事務局に依頼

○書記 〔議案読み上げ〕

この計画書にある、公益財団法人 なら担い手・農地サポートセンターとは、橿原市にあり、奈良県内の農地を集約・集積、つまり農地を借り受け、担い手に貸し付けを行う事業の農地中間管理事業を専門的に推進する団体である。

なら担い手・農地サポートセンターの貸し借りの制度については、市街化調整区域の農地を持つ市町村でも利用できるようになり、生駒市においても、市街化調整区域の範囲内の農地であれば利用できるようになっている。

この計画は、農地所有者がなら担い手・農地サポートセンターに貸し付け、なら担い手・農地サポートセンターが借り受け人に農地を貸与するという一連の手続きとなっている。

No.1～6の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(5)及び(5-1)で、生駒北学校給食センターの北東約300mのところに位置する農地

申請理由について

使用借人は、昨年3月に就農され、主になす、ほうれん草を栽培されているが、今回借り受ける農地でも主になす、ほうれん草を栽培される予定である。

要件について

トラクター、管理機、草刈り機等耕作に必要な器具は所有されている。

現地調査について

今月8日に会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っている。

No.7の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(6)で、奈良交通庄田バス停の北約350mのところに位置する農地
申請理由について

使用借人は、昨年10月に就農され、主ににんにく、たまねぎを栽培されているが、今回借り受ける農地でも主ににんにく、たまねぎを栽培される予定である。

要件について

トラクター、背負動力噴霧機、刈払機は所有しており、その他必要なものは順次購入していくとのことである。

現地調査について

今月8日に会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っている。

No.8の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(7)で、奈良交通高船口バス停の北東約150mのところに位置する

農地

申請理由について

使用借人は、地元で工務店を経営しており、それと共に農業経営を行っている。また、使用貸人は生駒市内在住だが、地元を離れており、今般貸し出すことになった次第である。当該農地では水稻を栽培される予定である。

要件について

耕作に必要な農機具だが、すでに所有されている。

現地調査について

今月8日に会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っている。

No.9～10の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(8)及び(8-1)で、第2阪奈道路のトンネル入口の南西約500mのところに位置する農地

申請理由について

賃借人は、在宅で仕事をされ、本市においても農業に関する情報発信の業務をされており、そうした中、農業に関心を持たれ、民間の農場で1年半研修を受けるとともに、市の特定農地貸付制度を利用して農作物の栽培をされ、その際地元の農家の方から営農指導を受けながら今日に至っている。

農作業歴は概ね1年半となり、本農地では、主にきゅうり、なす等を栽培される予定である。

要件について

耕作に必要な農機具は、地元の農家から借りるとのことで、後日手押し型耕運機、軽トラックを購入予定とのことで、その他必要なものは順次購入していくとのことである。

現地調査について

今月8日に会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っている。なお当日に新規就農者面談を行っており、現在は山崎町にお住まいで、農業を始めるきっかけ、農作物の販売方法、農機具の調達、栽培品目、農業従事日数等を確認した。

No.11～14の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(9)で、奈良先端科学技術大学院大学の東約100mのところに位置する農地

申請理由について

賃借人は、寝屋川を中心に福祉事業を展開されており、2022年に事業所の敷地内に障がい者福祉事業の一環としてビニールハウスを建築し、障がい者の働く場所として農園の運営を始められ、本市においては昨年2月に申請地の北側で農地を借り受け、ビニールハウスを建築し、営農を開始された。

今般、さらに障がい者の働く場として農福連携事業の拡大を図るため、借り受けることに

なった次第である。

現地調査について

今月8日に会長をはじめとする農業委員4名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っている。

以上のことから、議案第3号「農用地利用集積等促進計画に対する意見聴取について」については、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に規定する要件に該当しているため、特に問題ないと考える。

以上、審議をお願いしたい。

- 議長 議案第3号(No.1～6)について地元推進委員へ補足説明を依頼
- 委員 借人は既に農業を営んでおり、規模拡大のため新たに6筆借り、なすやほうれん草を栽培されると聞いている。
- 議長 議案第3号(No.7～8)について地元委員へ補足説明を依頼
- 委員 No.7は、現在傍示で農地を借りられにんにく、玉ねぎ等を栽培されており、今回新たに1筆借りられる。No.8の借人はすでにこの農地を5、6年耕作されており、今回正式に所有者と契約をすることになった。
- 議長 議案第3号(No.9～10)について地元推進委員へ補足説明を依頼
- 委員 現在こちらは借人が使用されており、現地調査の際には畑に野菜が少し植わっていた。道が狭く、軽トラを買うような話もされていた。
- 議長 議案第3号(No.11～14)について地元推進委員へ補足説明を依頼
- 委員 事業拡大に伴う申請で、4筆賃借され、期間は15年、ハウス施設用地でイチゴ栽培をされると聞いている。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認
- 委員 No.13と14だが、面積の少ない方の賃借料が高くなっているが、何故か。
- 書記 この金額に関しては借人と貸人との協議で決まっている。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認
[「なし」の声あり]
- 議長 異議の確認
[「異議なし」の声あり]
議案第3号「農用地利用集積等促進計画に対する意見聴取について」の承認をすることとし、生駒市長に対しては「問題なし」と回答
議案第4号「特定農地貸付けの承認申請について」の説明を事務局に依頼
- 書記 [議案読み上げ]
この案件については、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」第3条第1項の規定に基づき申請されたものである。生駒市では遊休農地対策の一環として、この法律に基づく特定農地の貸付を行っており、この手続きを行う場合、農業委員会の承認を求めているため、本申請が提出されたものである。なお、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」に基づく申請を行った場合、「農地法」上の手続きは不要となる。

No.1～2の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(8)及び(8-2)で、第2阪奈道路のトンネル入口から西へ約1kmのところに位置する農地

申請理由について

貸人は市内在住だが、地元を離れており、維持管理が困難なことから、今般所有する農地を特定農地として貸し出すことになった次第である。

現地調査について

今月8日に会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、特に問題はなかった。

以上、審議をお願いしたい。

○議長 議案第4号について地元推進委員へ補足説明を依頼

○委員 現地調査をした際には綺麗に整地されており、水回りもよく、近所の方も農家区長も了解しているとの事である。水の量は確保でき、農作業に適していると思う。恐らく3人くらいでここを借りると思うが、駐車場に関しては道に止めることになると思うが、山の中なので、苦情等はないと思う。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

議案第4号「特定農地貸付けの承認申請について」の承認を宣言

議案第5号「農地の造成工事に係る届出について」の説明を事務局に依頼

○主査 〔議案読み上げ〕

農地造成工事とは、農地の効率的な利用を追求した盛土、切土の行為であり、農地法の規定による転用許可等が不要な案件だが、工事期間が6ヶ月以内の場合、生駒市では農地造成指導要綱に基づき届出の提出が必要となる。農業委員会では現地調査を行い、農地の効率的な利用が確保され、隣接地関係者の同意があること等、協議・確認することとなっている。

農地造成届出については、審議により承認されると、申請者に受理通知書を発行することとなり、その後工事着手届、工事完了届を提出させることになっている。

No.1～4の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(5)及び(5-2)で、生駒北学校給食センターの北東約500mのところに位置する農地

申請理由について

当該地は地下水位が高く、常時湧水があり、耕作ができないことから令和5年に盛土を行ったが、隣地との間にV字谷部分があることから、両者協議の上、農地の維持管理、利便性向上のため、谷の部分に盛土を行うものである。

現地調査について

今月8日に会長をはじめとする農業委員4名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、周辺農地への影響等についても問題はなく、今後も農地としての利用に支障がないものであると考える。

以上、審議をお願いしたい。

- 議長 議案第5号について地元推進委員へ補足説明を依頼
- 委員 No.1～2は周りの土地よりも一段低くなっており、現地調査の際も少し水が溜まっていた。盛土をして周辺農地と同じ高さになると聞いている。No.3～4は盛土をしたことにより、V字型の土地が残るので、そこにも盛土をして高さをそろえて農業をやりやすいようにすると聞いている。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認
[「なし」の声あり]
- 議長 異議の確
[「異議なし」の声あり]
- 議長 議案第5号「農地の造成工事に係る届出について」の承認を宣言

報告第1号「農地法第3条の3の規定による受理通知について」

報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による受理通知について」

報告第3号「特定農地貸付けの廃止について」

を、事務局に一括して説明を依頼

報告第1号「農地法第3条の3の規定による受理通知について」

○書記〔報告読み上げ〕

概要説明

この届出は、許可が不要な権利取得、主なものとして相続、時効取得だが、そのような事由による権利の移動があった場合、本条に基づく届出を義務づけることにより、農業委員会が権利の移動を知り、その機会を捉えて、農地の適正かつ効率的な利用のための措置を講ずることができるようにするためのものである。

No.1～7については全て相続により所有権を取得された農地について届出されたものである。

報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による受理通知について」

○書記〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告は、農地法第4条第1項第7号に基づき、市街化区域内農地の転用について、提出されたものであり、権利の設定、移転を伴わない農地転用である。

No.1の申請地は、地図番号(10)で、近鉄けいはんな線学研登美ヶ丘駅の北東約300mのところにある農地である。青空駐車場を目的として、農地転用の届出がされたものである。

報告第3号「特定農地貸付けの廃止について」

○書記〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告は、当委員会における承認に基づき、特定農地貸付けを行なっていた農地について、特定農地貸付けの廃止届の提出があったことを報告しているものである。

この案件は、議案第3号のNo.9, 10でご審議いただいた農地で、今般利用権設定を行うため廃止となったものである。

- 議長 意見・質問について出席委員へ確認
[「なし」の声あり]
- 議長 「農地集積集約に係る情報交換」について事務局に依頼
- 係長 南田原町の農地の紹介
- 議長 農地パトロールの報告を各委員に依頼
- 委員 面積は少ないが、碎石を入れている農地があり事務局に報告して現場を見に来てもらった。その後申請はしてくれたと聞いている。
- 係長 委員から報告があり、砂利が積まれた現場を確認している。所有者の息子さんと面会し、内容を確認したところ、農地にトラクターを置きたいという話があったので、農業用駐車場で200㎡以下という事なので、農地法施行規則第29条第1項の農地転用届出書を説明した後お渡しした。また書類は提出するとの回答をいただいている。
- 議長 それはまた案件としてあがってくるのか。
- 書記 次の定例会で報告案件としてあげる。
- 議長 「その他」について事務局に依頼
- 係長 先般報告した無断転用の件だが、前回の定例会後、市長からメールの発信があり、その後土地所有者の息子さんが来訪され、局長と農林課長で対応した。駐車場のトラロープや車止めブロック等の仮設物を撤去する話と、始末書等を作成する方向で話があった。その後、会長、副会長と共に現場確認に行き、指示通りに仮設物が撤去されたことを確認した。これを受けて今後5条許可の申請がされる予定である。申請があったら、定例会で審議した後、許可が下りるかどうかはまた県の判断になると思う。
- 議長 違反転用の話は前回定例会で議論し、正当な意見を述べていただき、農業委員会としては規則法律に則った形で申請をあげてもらわないと許可できないという話でまとまっていたと思う。今回再度土地所有者がどのような形で心変わりしたかわからないが、認識が変わって反省文を書き申し訳なかったという事だが、結局は地面に敷いた碎石はそのままの状態なので、追認という行為に変わりはない。出来る限りそういう状態になる前に申請をあげてもらわないといけない。追認が100%だめというわけではないとは思いますが、青空駐車場と言う着地点としては認められる範囲なので、あとはできる限りの改善、原状復帰をしてもらう。それでいいのではないかと思う。局長にも伝えたが、一番大事な部分の議論なので議事録にも、農業委員会としては追認はダメだという事は載せておくべきだと思う。それがまたガードになると思う。事務局として載せても責められることはないと思うし、今後は省かずに載せた方がいいと思う。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認
- 局長 少し先の話だが、6月議会で次期の農業委員さんの承認という事で、議題にあげている。もし

それで承認された際は、新しく委員さんになっていただく予定の方には議会の2日目の朝一に市長副市長に挨拶と面談に行っていただき、その後議長副議長と面談し、議会でどなたかがしゃべっていただかないといけない。それが終わると委員さんが入れ替わるので、新旧の方で引継ぎ等をしていただきたい。もう1点は住宅課の方から、以前に南田原町で農地付き空家を審議していただいたと思うが、他にもこのような案件はないか探している。住宅課の方と、空家のマッチングをしたいという話がある。農地をお持ちで家を手放される方が身近におられたら教えていただきたい。

- 議長 売りたい人を探しているのか。
- 局長 誰も住んでおらず空家になっているのであれば、それを住宅課の方がホームページに掲載し、募集をかける。農家をされている方ならいいが、以前のように農業経験のない方であれば、先日作った要綱を利用できるのではないかと思う。空家をなくそうという、住宅課とコラボした事業を進めていきたいと考えている。
- 議長 空家に小さい農地が付いており、それが理由で売れないと言うのではなく、要綱を作ったのだから、そういうものもあると広報したいと言う事か。現実問題、空家の所有者が農地を持っているかは調べたら出てくるものなのか。
- 局長 出てくるかもしれない。
- 委員 現況が山や原野のようになっていても地目は田畑というのはある。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認
- 委員 河川は農業委員会としては関係ないのか。村の中の川だが、石鹼水が流れているとか、いろいろばっとこされており田に水を入れるのに濁り水や油が出ているような問題は環境課に言えればいいのか。農業委員会としては何もしないのか。
- 書記 委員がおっしゃるように、水路等に何かあった際は環境保全課に言ってほしい。担当の者が現場を見に行き、流れた場所が突き止めれば対処する。環境保全課の保全係に連絡してほしい。
- 委員 警察に伝えたら、匂いがするまで待てと言われた。
- 書記 状況によっては警察でもいいかもしれない。それが悪質なものであれば。
- 局長 前に久保区であった。
- 委員 あんな感じではないが、洗濯水が木の枝でばっとこされてそこに草を刈ったやつが流れ込んで、上の方に洗濯水や油が浮いているが下は綺麗な水が流れている。田には綺麗な水が流れこんでいる。上は腐ったような匂いがしている。上さえ取り除けば流れるからいいのだが、取り除くことにより下のものが水を受けていたら汚れたものが全部入ってしまうのでどうしたらいいのか。
- 局長 今の話だと、管理課が川の管理をしているので、処理してもらうことになる。
- 委員 川だからと言って、水路のものが責任をもって片付けるのか。
- 局長 そこを管理しているものがやることになる。
- 委員 川なので県ではないのか。
- 委員 高山は全て一級河川だ。

- 委員 村の中でも一級河川なのか。
 - 委員 そうだ。水路は別だが、川と名の付くものは全て一級河川だ。
 - 局長 農業用水路になると、農林課になる。
 - 委員 くろんど池から流れている水路は一級河川ではないのか。
 - 委員 くろんど池から流れてくるのは全て水路だ。
 - 局長 水路は基本的には管理課だ。利用用途が農業用ということであれば、農林課になる。
 - 委員 農業委員として動いた方がいいのかが知りたい。
 - 書記 農業用のものであれば、委員さんのところに相談があるかもしれない。その際は動いていただいてもいいと思う。
 - 議長 市は環境保全課に言えばいいのか。
 - 書記 汚水が流れていれば環境保全課、管理上の問題なら管理課もしくは農林課になる。
 - 議長 次回の日程についての説明を事務局に依頼
 - 係長 次回の日程について
 - 定例会 令和8年6月11日(木)午後2時 市役所 401・402会議室
 - 現地調査 令和8年6月5日(金)
 - 6月4日(木)までに同行いただく委員に連絡する。
 - 議長 閉会宣言
- 午後3時29分閉会

農業委員会等に関する第27条の規定により、令和8年生駒市農業委員会第5回定例会の議事録を作成し、ここに署名する。

会 長 10番

農業委員 6番

農業委員 7番
